

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０５・２９資第１６号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 定 後	改 正 前
第１ 審査基準 (１２) 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・② [略] ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる <u>電源入札払出金</u>を課された場合	第１ 審査基準 (１２) 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可 第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・② [略] ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる <u>補てん金</u>を課された場合
(１４) <u>第２０条の２第１項の指定区域の指定</u> <u>第２０条の２第１項の指定区域の指定に係る審査基準については、同項に指定の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。</u> ① <u>主要電線路から電氣的に独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用する際に必要な費用が、主要電線路と電氣的に接続して電線路を維持し、及び運用する際に必要な費用と比べて下回ることにより、一般送配電事業の効率的な運営に資すると認められる場合〔第１号要件〕</u> ② <u>主要電線路から電氣的に独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用する際に見込まれる停電時間が、主要電線路と電氣的に接続して電線路を維持し、及び運用する際に見込まれる停電時間と比べて下回ることにより、当該区域の安定供給を阻害するおそ</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>れがないと認められる場合〔第2号要件〕</u> ③ <u>需要想定、供給力の算定等から見て、指定区域における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給の開始に向けた計画（地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、指定区域内の電気の使用者その他の関係者に対する指定区域の申請を行う旨やその概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実施実績を含む。）が確実な資料によるものである場合〔第2号要件〕</u>	
(15) 第21条第2項ただし書の<u>離島等供給約款以外</u>の供給条件の承認 第21条第2項ただし書の<u>離島等供給約款以外</u>の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① [略] ② 需要の特殊性から、供給区域内の<u>離島等</u>の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合	(14) 第21条第2項ただし書の<u>離島供給約款以外</u>の供給条件の承認 第21条第2項ただし書の<u>離島供給約款以外</u>の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① [略] ② 需要の特殊性から、供給区域内の<u>離島</u>の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
(16) [略]	(15) [略]
(17) [略]	(16) [略]
(18) 第27条の4の送電事業の許可 第27条の4の送電事業の許可に係る審査基準については、第27条の6各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。 ① 送電事業の開始が、その振替供給の相手たる<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>の要請に応じて行われるものである場合〔第1号要件〕 ② [略]	(17) 第27条の4の送電事業の許可 第27条の4の送電事業の許可に係る審査基準については、第27条の6各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。 ① 送電事業の開始が、その振替供給の相手たる<u>一般送配電事業者</u>の要請に応じて行われるものである場合〔第1号要件〕 ② [略]

改 定 後	改 正 前
③ [略] ④ 送電事業の開始により、<u>一般送配電事業又は配電事業</u>との間での設備の重複が広範にわたって生じ、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>の膨大な設備が不要となることによって<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなり、電気の使用者が安定的かつ低廉な電気の供給を受けることができなくなる等その利益を阻害するおそれがない場合 [第４号要件] ⑤ [略]	③ [略] ④ 送電事業の開始により、<u>一般送配電事業</u>との間での設備の重複が広範にわたって生じ、<u>一般送配電事業者</u>の膨大な設備が不要となることによって<u>一般送配電事業者</u>の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなり、電気の使用者が安定的かつ低廉な電気の供給を受けることができなくなる等その利益を阻害するおそれがない場合 [第４号要件] ⑤ [略]
<u>(１９) 第２７条の７の２第３項の規定による指定期間の延長</u> <u>第２７条の７の２第３項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。</u> ① <u>天災その他不測の事故により送電事業を開始できない場合</u> ② <u>事業開始予定時点で実際に事業開始がなされるとその振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給の要請に応じて行われるものとならないことが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により送電事業を開始できない場合</u>	[新設]
<u>(２０) 第２７条の７の３第１項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者及び配電事業者の変更の許可</u> <u>第２７条の７の３第１項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者及び配電事業者の変更の許可に係る審査基準については、第２７条の４の送電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>(21) 第27条の7の3第2項において準用する第27条の7の2第3項の規定による指定期間の延長</u> <u>第27条の7の3第2項において準用する第27条の7の2第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、第27条の7の2第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。</u>	[新設]
<u>(22) [略]</u>	<u>(18) [略]</u>
[削除]	<u>(19) 第27条の12において読み替えて準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長</u> <u>第27条の12において読み替えて準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。</u> ① <u>天災その他不測の事故により送電事業を開始できない場合</u> ② <u>事業開始予定時点で実際に事業開始がなされるとその振替供給の相手たる一般送配電事業の電気の供給の要請に応じて行われるものとならないことが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により送電事業を開始できない場合</u>
[削除]	<u>(20) 第27条の12において読み替えて準用する第8条第1項の振替供給の相手方たる一般送配電事業者の変更の許可</u> <u>第27条の12において読み替えて準用する第8条第1項の振替供給の相手方たる一般送配電事業者の変更の許可に係る審査基準については、第27条の4の送電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u>
[削除]	<u>(21) 第27条の12において読み替えて準用する第8条第2項におい</u>

改 定 後	改 正 前
	<u>て準用する第 7 条第 3 項の規定による指定期間の延長</u> <u>第 2 7 条の 1 2 において読み替えて準用する第 8 条第 2 項において準用する第 7 条第 3 項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、第 2 7 条の 1 2 において読み替えて準用する第 7 条第 3 項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。</u>
(2 3) [略]	(2 2) [略]
(2 4) [略]	(2 3) [略]
(2 5) [略]	(2 4) [略]
(2 6) [略]	(2 5) [略]
<u>(2 7) 第 2 7 条の 1 2 の 2 の配電事業の許可</u> <u>第 2 7 条の 1 2 の 2 の配電事業の許可に係る審査基準については、第 2 7 条の 1 2 の 4 各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。</u> <u>① 配電事業の開始が、その供給区域における電気の供給の要請に応じて行われるものである場合〔第 1 号要件〕</u> <u>② 配電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及び経営の堅実性等の財政面の確実性並びに技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の配電事業の用に供する電気工作物の維持及び運用並びに保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合及び事業開始後当面の間、一般送配電事業者による託送供給等の業務を委託する場合にあっては、将来的に自ら託送供給等の業務を行う確実性を有している場合</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>を含む。〕〔第２号要件〕</u> ③ <u>需要想定、供給力の算定、重要な許認可の取得状況等から見て、配電事業の内容（次に掲げる計画を含む。）が確実な資料によるものである場合〔第３号要件〕</u> イ <u>休廃止等の計画</u> ロ <u>その供給区域内の地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、供給区域内の電気の使用者（配電事業者として託送供給を行うこととなる小売電気事業者から電気の供給を受けることとなる者に限る。以下この③において同じ。）その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨、その事業概要及び託送料金その他の供給条件についての説明会の開催その他の方法による説明（以下この③において「説明会等」という。）の実施計画（既に実施した説明会等の実績及び許可後であって事業開始前に行う説明会等の計画を含むものに限る。）</u> ハ <u>許可後であって事業開始前に行う供給区域内の電気の使用者に対する託送供給等の業務を実施する主体が変更することについての通知の計画</u> ④ <u>電気工作物の電気の供給の最大能力及び調整力（配電事業以外、例えば、第２条第４項の規定により配電事業とみなされる事業の用に供する電気工作物の能力は除外する。）が、その供給区域の需要に対し、不足しない場合〔第４号要件〕</u> ⑤ <u>配電事業の開始により、許可申請された配電事業者と既存の一般送配電事業者若しくは配電事業者との関係において、又は許可申請された配電事業者自身において、その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物（供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の送電用、配電用及び変電用の電気工作物も</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>含む。)が著しく過剰(過剰が著しいか否かについては、社会通念によって判断するものとする。)とならないと認められる場合〔第5号要件〕</u> ⑥ <u>①から⑤までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次のような場合とする。〔第6号要件〕</u> イ <u>一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、地域の電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合</u> ロ <u>暴力団員等でないこと、法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等のあるものでないこと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合</u> ハ <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の2第2項に規定する調整交付金などの公益的な費用の処理を適切に行うと判断される場合</u> ニ <u>一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との配電事業の実施に関し必要な協議が調う見込みがあると認められる場合</u> ホ <u>一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者か</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>ら譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、当該一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者と個人情報の保護の実施体制が同等であると認められる場合</u>	
<u>(2 8) 第 2 7 条 の 1 2 の 6 第 3 項 の 規 定 に よ る 指 定 期 間 の 延 長</u> <u>第 2 7 条 の 1 2 の 6 第 3 項 の 規 定 に よ る 指 定 期 間 の 延 長 に 係 る 審 査 基 準 に つ い て は 、 例 え ば 、 次 の よ う な 正 当 な 理 由 が あ る 場 合 と する。</u> ① <u>天災その他不測の事故により事業を開始できない場合</u> ② <u>需要が当初の見込みから大きく落ち込み、事業開始予定時点で実際に事業開始がなされると供給過剰に陥ることが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により事業を開始できない場合</u>	[新設]
<u>(2 9) 第 2 7 条 の 1 2 の 7 第 1 項 の 供 給 区 域 の 変 更 の 許 可</u> <u>第 2 7 条 の 1 2 の 7 第 1 項 の 供 給 区 域 の 変 更 の 許 可 に 係 る 審 査 基 準 に つ い て は 、 第 2 7 条 の 1 2 の 2 の 配 電 事 業 の 許 可 に 係 る 審 査 基 準 を 準 用 す る も の と す る。</u>	[新設]
<u>(3 0) 第 2 7 条 の 1 2 の 7 第 2 項 に お い て 準 用 す る 第 2 7 条 の 1 2 の 6 第 3 項 の 規 定 に よ る 指 定 期 間 の 延 長</u> <u>第 2 7 条 の 1 2 の 7 第 2 項 に お い て 準 用 す る 第 2 7 条 の 1 2 の 6 第 3 項 の 規 定 に よ る 指 定 期 間 の 延 長 に 係 る 審 査 基 準 に つ い て は 、 第 2 7 条 の 1 2 の 6 第 3 項 に よ る 指 定 期 間 の 延 長 に 係 る 審 査 基 準 を 準 用 す る も の と す る。</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>(31) 第27条の12の11第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の承認</u> <u>第27条の12の11第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。</u> <u>① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合</u> <u>② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割引く等の措置を行う必要が生じた場合</u> <u>③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要な電源入札払出金を課された場合</u>	[新設]
<u>(32) 第27条の12の12第1項の引継計画の承認</u> <u>第27条の12の12第1項の規定による引継計画の承認に係る審査基準については、同条第2項に承認の基準が規定されているところであり、より具体的には、引継計画又はその添付書類に必要な事項が明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合し、託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎが確保されることが見込まれるときとする。</u> <u>① 一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（以下②、⑦及び⑧において「一般送配電事業者等」という。）から譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格が公益的な費用の単価や額を踏まえ適切に設定されていると認められること</u> <u>② 配電事業者とその供給区域内の一般送配電事業者等との設備管理や業務等における責任に関する事項が明確であること</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
③ <u>配電事業者の供給区域内の全ての地方公共団体、電気の利用者（配電事業者として託送供給を行うこととなる小売電気事業者から電気の供給を受けることとなる者に限る。以下④及び⑧において同じ。）</u>、<u>その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対し、その供給区域において託送供給等の業務を行う者が変更となることについて適切に通知を行ったこと</u> ④ <u>配電事業の開始に当たり、その供給区域内の地方公共団体、電気の利用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対し、説明会の開催その他の方法により、託送料金その他の供給条件についての説明を適切に行っていること</u> ⑤ <u>配電事業の用に供する電気工作物の維持及び運用並びに当該電気工作物の保安の確保のため行う業務が明確であること</u> ⑥ <u>災害その他の事由により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための他の電気事業者、地方公共団体その他の関係者との連携に関する事項が明確であること</u> ⑦ <u>配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）により、その供給区域の一部又は全部において一般送配電事業者等が託送供給等の業務を行うこととなる場合における当該一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに係る事項が明確であること</u> ⑧ <u>配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）により、その供給区域の一部又は全部において一般送配電事業者等が託送供給等の業務を行うこととなる場合において、その供給区域内の地方公共団体、電気の利用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対し、託送供給等の業務を行う者が変更となることについて説明を行う方法が明確であること</u>	

改 定 後	改 正 前
⑨ <u>配電事業の用に供しようとする電気工作物が一般送配電事業者から譲り受けたものである場合は、その電気工作物を他の配電事業者又は特定送配電事業者に譲渡しないことが明確であること</u> ⑩ <u>配電事業の用に供しようとする電気工作物が一般送配電事業者から借り受けた電気工作物である場合にあっては、当該電気工作物を他の配電事業者に貸し渡したときは、遅滞なく、賃借人の地位を当該他の配電事業者に譲り渡し、当該一般送配電事業者と当該他の配電事業者が引継計画を新たに作成することが明確であること</u> ⑪ <u>休廃止に備えた積立金を積み立てること及び積立金の取崩しを行ったときは、取崩した額に相当する金額を積み立てる旨が明確であること</u> ⑫ <u>⑪の積立金を積み立てることが困難な場合その他の事業の継続が困難な場合にあっては、休廃止の許可申請を行う旨が明確であること</u> ⑬ <u>一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を適切に確認する方法が明確であること</u>	
<u>(33) 第27条の12の12第4項の規定による引継計画の変更命令</u> <u>第27条の12の12第4項の規定による引継計画の変更命令については、同項に変更命令の基準が規定されており、より具体的には、例えば、第1の(32)①から⑬までに適合しなくなった場合であって、託送供給等の業務の円滑な引継を確保するために必要があると認めるときとする。</u>	[新設]
<u>(34) 第27条の12の13において準用する第10条第1項の規定による配電事業の譲渡し及び譲受けの認可</u> <u>第27条の12の13において準用する第10条第1項の規定による配電事業の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準について</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>は、譲受者について、第２７条の１２の２の規定による配電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	
<u>(３５) 第２７条の１２の１３において準用する第１０条第２項の規定による配電事業者たる法人の合併及び分割の認可</u> <u>第２７条の１２の１３において準用する第１０条第２項の規定による配電事業者たる法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第２７条の１２の２の規定による配電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	[新設]
<u>(３６) 第２７条の１２の１３において準用する第１４条第１項の規定による配電事業の休廃止の許可</u> <u>第２７条の１２の１３において準用する第１４条第１項の規定による配電事業の休廃止の許可に係る審査基準については、同条第３項に許可の基準が規定されており、以下のいずれの要件にも該当することとする。</u> <u>① 電気工作物を一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（以下この（３６）において「一般送配電事業者等」という。）に譲り渡し、又は一般送配電事業者等から借り受けた電気工作物を返却する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>イ 休止又は廃止のための計画の内容が引継計画又は休廃止時取決書に記載された内容と整合的であること。ただし、休廃止時取決書に記載された内容と整合的でない場合でも、その理由が合理的であり、休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められる場合には、当該条件に該当するものと判断する。</u> <u>ロ 当該一般送配電事業者等に託送供給等の業務が適正かつ円滑に</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>引き継がれると認められること。</u> ② <u>休廃止を行うに際し、その供給区域内の地方公共団体、電気の使用</u> <u>者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の</u> <u>供給を受けている者に限る。）、その託送供給等約款により電気の供</u> <u>給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を休廃止する</u> <u>旨についての説明会の開催その他の方法による説明の適切な実施</u> <u>が確保されており、配電事業の譲受者に託送供給等の業務が適正か</u> <u>つ円滑に引継がれるための妥当な期間が確保されていること。</u>	
<u>(37) 第27条の12の13において準用する第14条第2項の規定に</u> <u>よる配電事業者たる法人の解散の決議等の認可</u> <u>第27条の12の13において準用する第14条第2項の規定</u> <u>による配電事業者たる法人の解散の決議等の認可に係る審査基準</u> <u>については、同条第3項に認可の基準が規定されており、より具体</u> <u>的な基準は第27条の12の13において準用する第14条第1</u> <u>項の規定による配電事業の休廃止の許可に係る審査基準を準用す</u> <u>るものとする。</u>	[新設]
<u>(38) 第27条の12の13において準用する第22条の2第1項ただ</u> <u>し書の配電事業者の兼業の認可</u> <u>第27条の12の13において準用する第22条の2第1項た</u> <u>だし書の規定による認可に係る審査基準については、同条第2項に</u> <u>認可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次の</u> <u>ような場合とする。ただし、一般送配電事業者の子会社、親会社、</u> <u>又は当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等が配電事</u> <u>業を営む場合であって、その供給区域が当該一般送配電事業者の供</u> <u>給区域内にある場合にあつては、この限りでない。</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
① <u>配電事業者及び当該配電事業者の子会社、親会社、又は当該配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する配電事業者の供給区域における需要家軒数の合計が５万軒を超えない場合</u> ② <u>①に該当しない場合であっても、その供給区域を本土の電線路と電氣的に接続されていない離島等として配電事業を営む場合など、一般送配電事業者又は他の配電事業者からその配電事業の用に供するための電気の供給を受けられないことにより、当該供給区域内の需要に応ずる小売電気事業のための電気を発電する発電事業者と密接に連携して当該供給区域内の電気の安定供給を確保することが必要と認められる場合その他の当該配電事業者の供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認められる場合</u>	
<u>(３９) 第２７条の１２の１３において準用する第２４条第１項の供給区域外に設置する電線路による供給の許可</u> <u>第２７条の１２の１３において準用する第２４条第１項の供給区域外に設置する電線路による供給の許可に係る審査基準については、第２４条第１項の供給区域外に設置する電線路による供給の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	[新設]
(４０) [略]	(２６) [略]
(４１) [略]	(２７) [略]
(４２) 第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可 第２７条の３３第１項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第３項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする ① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者（以下「供給者」	(２８) 第２７条の３０第１項の規定による特定供給の許可 第２７条の３０第１項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第３項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする ① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者（以下「供給者」

改 定 後	改 正 前
という。)と供給の相手方(以下単に「相手方」という。)との間に安定的に存在する場合〔第1号要件〕 イ 〔略〕 ロ <u>子会社と親会社との関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社との関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。</u> ハ～ヘ 〔略〕 ② 電気を供給する場所を供給区域に含む<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>の規模、特定供給の供給量、当該供給区域における電気工作物の設置状況その他の事情を総合して判断し、当該供給区域の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないと認められる場合〔第2号要件〕 ③ 電気を供給する事業の用に供する発電用の電気工作物(次に掲げる発電設備を含む。以下この③において同じ。)その他の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることが可能である場合(当該発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることができない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能であり、かつ、<u>小売電気事業者又は特定卸供給事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に応ずることが可能である場合を含む。</u>) イ～ニ 〔略〕 ④ 〔略〕	という。)と供給の相手方(以下単に「相手方」という。)との間に安定的に存在する場合〔第1号要件〕 イ 〔略〕 ロ <u>会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下このロにおいて単に「子会社」という。)</u>と同条第4号に規定する親会社(以下このロにおいて単に「親会社」という。)との関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社との関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。 ハ～ヘ 〔略〕 ② 電気を供給する場所を供給区域に含む<u>一般送配電事業者</u>の規模、特定供給の供給量、当該供給区域における電気工作物の設置状況その他の事情を総合して判断し、当該供給区域の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないと認められる場合〔第2号要件〕 ③ 電気を供給する事業の用に供する発電用の電気工作物(次に掲げる発電設備を含む。以下この③において同じ。)その他の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることが可能である場合(当該発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることができない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能であり、かつ、<u>小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に応ずることが可能である場合を含む。</u>) イ～ニ 〔略〕 ④ 〔略〕
(43) 〔略〕	(29) 〔略〕
(44) 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の	(30) 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の

改 定 後	改 正 前
変更の認可 第 2 8 条の 1 8 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の定款の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の定款に虚偽の記載がないこと及び「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」（別添 2）の該当部分に適合することとする。	変更の認可 第 2 8 条の 1 8 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の定款の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の定款に虚偽の記載がないこと及び「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」の該当部分に適合することとする。
(4 5) 第 2 8 条の 2 3 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の役員の選任の認可 第 2 8 条の 2 3 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ① [略] ② 「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」（別添 2）の該当部分に適合すること。	(3 1) 第 2 8 条の 2 3 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の役員の選任の認可 第 2 8 条の 2 3 第 2 項の規定による広域的運営推進機関の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ① [略] ② 「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」の該当部分に適合すること。
(4 6) [略]	(3 2) [略]
(4 7) [略]	(3 3) [略]
(4 8) 第 2 8 条の 2 7 第 3 項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可 第 2 8 条の 2 7 第 3 項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可に係る審査基準については、任命しようとする評議員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ①・② [略] ③ 「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」（別添 2）の該当部分に適合すること。	(3 4) 第 2 8 条の 2 7 第 3 項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可 第 2 8 条の 2 7 第 3 項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可に係る審査基準については、任命しようとする評議員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ①・② [略] ③ 「<u>電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」の該当部分に適合すること。

改 定 後	改 正 前
(49) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「<u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」(別添2)の該当部分に適合することとする。	(35) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「<u>電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</u>」の該当部分に適合することとする。
(50) [略]	(36) [略]
(51) 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。 ① [略] ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する<u>会費及び特別会費等</u>を収入としていること。 ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と<u>齟齬</u>がないこと。 ④～⑥ [略]	(37) 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。 ① [略] ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する<u>会費及び特別会費</u>を収入としていること。 ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と<u>そご</u>がないこと。 ④～⑥ [略]

改 定 後	改 正 前
(52) 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。 ① [略] ② 別添2の1.(6)に規定する拠出金及び第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること。	(38) 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。 ① [略] ② 別添2の1.(6)に規定する拠出金及び法第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること。
(53) <u>第28条の52第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可</u> <u>第28条の52第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。</u>	[新設]
(54) <u>第28条の52第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可</u> <u>第28条の52第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託に係る審査基準については、業務の委託が次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでな</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>ければ、認可しないものとする。</u> ① <u>当該業務の効率化に資すること。</u> ② <u>業務を受託する者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。</u>	
<u>(55) 第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定</u> <u>第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定に係る審査基準については、同条に認定の基準が規定されており、より具体的な審査基準については「電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について」(別添4)のとおりとする。</u>	[新設]
<u>(56)</u> 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可に係る審査基準については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20210208保局第2号)」(<u>別添5</u>)のとおりとする。	<u>(39)</u> 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可に係る審査基準については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20210208保局第2号)」(<u>別添4</u>)のとおりとする。
<u>(57)</u> 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に掲げるとお	<u>(40)</u> 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に掲げるとお

改 定 後	改 正 前
りとする。 なお、同項第２号については、事故時の系統分離方式等電気の円滑な供給確保上技術的に重要な事項に関する設計が適切であることとする。 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物に関する第４７条第３項第１号のうち原子力安全に係る部分への適合性については、原子力規制委員会による審査において適合するものと判断された場合は、当省も、同号に適合するものと判断する。ただし、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」（昭和４０年通商産業省令第６２号。以下「省令第６２号」という。）第３４条第２項から第６項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成９年通商産業省令第５１号。以下「火技省令」という。）を、電気設備に関しては「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」（平成２４年経済産業省令第７０号。以下「原子力電技命令」という。）をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」（別添６。以下「火技解釈」という。）の該当部分、「電気設備の技術基準の解釈」（別添７。以下「電技解釈」という。）の相当部分のとおりである場合には、第４７条第３項第１号に適合するものとする。	りとする。 なお、同項第２号については、事故時の系統分離方式等電気の円滑な供給確保上技術的に重要な事項に関する設計が適切であることとする。 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物に関する第４７条第３項第１号のうち原子力安全に係る部分への適合性については、原子力規制委員会による審査において適合するものと判断された場合は、当省も、同号に適合するものと判断する。ただし、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」（昭和４０年通商産業省令第６２号。以下「省令第６２号」という。）第３４条第２項から第６項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成９年通商産業省令第５１号。以下「火技省令」という。）を、電気設備に関しては「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」（平成２４年経済産業省令第７０号。以下「原子力電技命令」という。）をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」（別添５。以下「火技解釈」という。）の該当部分、「電気設備の技術基準の解釈」（別添６。以下「電技解釈」という。）の相当部分のとおりである場合には、第４７条第３項第１号に適合するものとする。
(5 8) [略]	(4 1) [略]
(5 9) [略]	(4 2) [略]
(6 0) [略]	(4 3) [略]
(6 1) [略]	(4 4) [略]
(6 2) 第 9 7 条第 1 項の規定による卸電力取引所の指定 第 9 7 条第 1 項の規定による卸電力取引所の指定に係る審査基	(4 5) 第 9 7 条第 1 項の規定による卸電力取引所の指定 第 9 7 条第 1 項の規定による卸電力取引所の指定に係る審査基

改 定 後	改 正 前
準については、同条第１項に指定の基準が規定されているところであり、同条柱書及び第１項第１号から第４号までのより具体的な審査基準については、次のとおりとする。 卸電力取引所の指定については、卸電力取引所指定申請書又はその添付書類に必要な事項が明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、指定しないものとする。 ① 〔略〕 ② 市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切であると認められることの基準 イ・ロ 〔略〕 ハ 市場開設業務の実施に関する計画として、少なくとも次に掲げる内容が記載されており、市場開設業務を適正かつ確実に実施できると認められること。 (i) ～ (v) 〔略〕 (vi) 資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び<u>広域的運営推進機関</u>との連絡調整体制 (vii) ・ (viii) 〔略〕 ニ～ヌ 〔略〕 ③ 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的基礎を有すると認められる基準 イ 〔略〕 ロ 技術的基礎について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 (i) ・ (ii) 〔略〕 (iii) 情報処理システムに関して、市場開設業務を適切に実施するために必要かつ十分な能力を備えた施設及び設備等が、保有	準については、同条第１項に指定の基準が規定されているところであり、同条柱書及び第１項第１号から第４号までのより具体的な審査基準については、次のとおりとする。 卸電力取引所の指定については、卸電力取引所指定申請書又はその添付書類に必要な事項が明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、指定しないものとする。 ① 〔略〕 ② 市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切であると認められることの基準 イ・ロ 〔略〕 ハ 市場開設業務の実施に関する計画として、少なくとも次に掲げる内容が記載されており、市場開設業務を適正かつ確実に実施できると認められること。 (i) ～ (v) 〔略〕 (vi) 資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び<u>電力広域的運営推進機関</u>との連絡調整体制 (vii) ・ (viii) 〔略〕 ニ～ヌ 〔略〕 ③ 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的基礎を有すると認められる基準 イ 〔略〕 ロ 技術的基礎について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 (i) ・ (ii) 〔略〕 (iii) 情報処理システムに関して、市場開設業務を適切に実施するために必要かつ十分な能力を備えた施設及び設備等が、保有

改 定 後	改 正 前
又は借入により確保される見込みがあること（取引参加者、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び<u>広域的運営推進機関</u>との間の連絡調整のための設備等の整備を含む）。 （iv）～（vii） [略] ④ 役員又は職員の構成が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる基準 イ 役員の構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 （i）・（ii） [略] （iii）役員の構成が小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>送電事業者、配電事業者、発電事業者、特定卸供給事業者</u>などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。 （iv）～（vi） [略] ロ 職員の構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 （i） [略] （ii）外部から職員を出向等により受け入れる場合、当該職員の出身が小売電気事業者、<u>一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、特定卸供給事業者</u>などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。また、外部からの職員の割合が当該法人の職員の半数に満たないこと。 （iii）～（iv） [略] ⑤ [略]	又は借入により確保される見込みがあること（取引参加者、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び<u>電力広域的運営推進機関</u>との間の連絡調整のための設備等の整備を含む）。 （iv）～（vii） [略] ④ 役員又は職員の構成が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる基準 イ 役員の構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 （i）・（ii） [略] （iii）役員の構成が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、<u>発電事業者</u>などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。 （iv）～（vi） [略] ロ 職員の構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。 （i） [略] （ii）外部から職員を出向等により受け入れる場合、当該職員の出身が小売電気事業者、<u>発電事業者</u>などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。また、外部からの職員の割合が当該法人の職員の半数に満たないこと。 （iii）～（iv） [略] ⑤ [略]

改 定 後	改 正 前
(<u>6 3</u>) 第 9 9 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可 第 9 9 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第 3 項に基づき施行規則第 1 3 2 条の 7 に適合することとする。 ①～④ [略] ⑤ 施行規則第 1 3 2 条の 6 第 5 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。 イ～ハ [略] ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、<u>広域的運営推進機関</u>に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。 ホ 受渡しに関して定めている事項が、<u>広域的運営推進機関</u>が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。 ⑥～⑮ [略]	(<u>4 6</u>) 第 9 9 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可 第 9 9 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第 3 項に基づき施行規則第 1 3 2 条の 7 に適合することとする。 ①～④ [略] ⑤ 施行規則第 1 3 2 条の 6 第 5 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。 イ～ハ [略] ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、<u>電力広域的運営推進機関</u>に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。 ホ 受渡しに関して定めている事項が、<u>電力広域的運営推進機関</u>が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。 ⑥～⑮ [略]
(<u>6 4</u>) [略]	(<u>4 7</u>) [略]
(<u>6 5</u>) [略]	(<u>4 8</u>) [略]
(<u>6 6</u>) 第 9 9 条の 1 0 の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可 第 9 9 条の 1 0 の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ① [略] ② <u>第 1 の (6 2) ④イ</u>に適合すること。	(<u>4 9</u>) 第 9 9 条の 1 0 の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可 第 9 9 条の 1 0 の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。 ① [略] ② <u>第 1 の (4 5) ④イ</u>に適合すること。

改 定 後	改 正 前
(6 7) [略]	(5 0) [略]
(6 8) [略]	(5 1) [略]
(6 9) 財務会計省令第 7 条の規定による債務負担行為の認可 財務会計省令第 7 条の規定による債務負担行為の認可に係る審査基準については、債務負担行為を必要とする理由、債務負担行為の金額及び広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、債務負担行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。	(5 2) 財務会計省令第 7 条の規定による債務負担行為の認可 財務会計省令第 7 条の規定による債務負担行為の認可に係る審査基準については、債務負担行為を必要とする理由、債務負担行為の金額、広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、債務負担行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。
(7 0) [略]	(5 3) [略]
(7 1) 財務会計省令第 2 0 条第 2 項の規定による会計規程の承認及び変更の承認 財務会計省令第 2 0 条第 2 項の規定による会計規程の承認及び変更の承認に係る審査基準については、会計規程が広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがなく、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこととする。	(5 4) 財務会計省令第 1 6 条第 2 項の規定による会計規程の承認及び変更の承認 財務会計省令第 1 6 条第 2 項の規定による会計規程の承認及び変更の承認に係る審査基準については、会計規程が広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがなく、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこととする。
第 2 処分の基準 (3) 第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令 第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、「電力の小売営業に関する指針」(以下「小売指針」という。)(別添 8)に記載している「問題となる行為」その他の適切でない小売電気事業の運営のため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずる	第 2 処分の基準 (3) 第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令 第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、「電力の小売営業に関する指針」(以下「小売指針」という。)(別添 7)に記載している「問題となる行為」その他の適切でない小売電気事業の運営のため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずる

改 定 後	改 正 前
おそれがあると認めるときとする。	おそれがあると認めるときとする。
(12) 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 [削除] [削除] ① <u>託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対して提示される料金水準が不当に高いものであると認められ、又は当該電気の供給を受ける者に対して料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されていると認められる場合〔第1号要件〕</u>	(12) 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① <u>託送供給等約款料金がその一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）及び発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）の負担するコストとの間で公平性を欠く場合であって、具体的には、需要種別ごとの基準託送供給料金及びインバランス料金について、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合〔第1号要件〕</u> ② <u>接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた一般送配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不適當であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第1号要件〕</u> [新設]

改 定 後	改 正 前
② 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第２号要件〕 〔削除〕 ③ <u>一般送配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電力量の計量に必要な計量器や配線工事等における費用の負担の方法等が適正かつ明確に定められているとはいえない場合</u> 〔第３号要件〕 ④ <u>託送供給等約款が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合（特に、料金については、３需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合）</u>〔第４号要件〕 ⑤ 当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第５号要件〕 なお、上記の判断に当たっては、<u>託送供給等利用者</u>と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。	③ 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第２号要件〕 ④ <u>当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不适当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合</u>〔第３号要件〕 〔新設〕 ⑤ <u>託送供給等約款料金が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合</u>〔第４号要件〕 ⑥ 当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第５号要件〕 なお、上記の判断に当たっては、<u>小売電気事業者</u>と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。
(１３) 第１８条第１１項の規定による託送供給等約款の変更命令	(１３) 第１８条第１１項の規定による託送供給等約款の変更命令

改 定 後	改 正 前
第18条第11項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同条第10項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・② [略] ③ <u>託送供給等約款</u>が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての<u>託送供給等利用者</u>に対して<u>平等</u>でない場合（特に、<u>料金については、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合</u>）〔第5号要件〕	第18条第11項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同条第10項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①・② [略] ③ <u>当該託送供給等約款</u>が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての<u>需要家</u>に対して<u>公平</u>でない場合（特に、<u>3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合</u>）〔第5号要件〕
(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① [略] ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この(14)において同じ。）の<u>子会社等</u>である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合 イ・ロ [略] ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、	(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① [略] ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この(14)において同じ。）の<u>子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この(14)において同じ。）</u>である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合 イ・ロ [略] ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、

改 定 後	改 正 前
次のいずれかの場合に該当する場合 イ～ホ 〔略〕 なお、上記の判断に当たっては、<u>託送供給等利用者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。</u>	次のいずれかの場合に該当する場合 イ～ホ 〔略〕 なお、上記の判断に当たっては、<u>小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。</u>
<u>(16) 第20条の2第3項において準用する同条第2項の規定による指定区域の指定解除</u> <u>第20条の2第3項において準用する同条第2項の規定による指定区域の指定解除については、同項に解除の基準が規定されており、より具体的には、第1(14)①又は②に該当しなくなった場合とする。</u>	〔新設〕
(17) 第21条第3項の規定による<u>離島等供給約款</u>の変更命令 第21条第3項の規定による<u>離島等供給約款</u>の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 供給区域ごとに、経済産業大臣が公表する小売供給に係る料金水準（電圧別・用途別の平均的な料金単価及びこれらの区分における主要な料金メニュー体系（個別の料金単価の設定を除く。））と比べて、<u>離島等供給約款</u>において定められている料金の水準が同程度でない場合〔第1号要件〕 ② <u>離島等供給約款</u>において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕 なお、上記の判断に当たっては、需要家と一般送配電事業者との間に<u>離島等供給約款</u>の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行	(16) 第21条第3項の規定による<u>離島供給約款</u>の変更命令 第21条第3項の規定による<u>離島供給約款</u>の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 供給区域ごとに、経済産業大臣が公表する小売供給に係る料金水準（電圧別・用途別の平均的な料金単価及びこれらの区分における主要な料金メニュー体系（個別の料金単価の設定を除く。））と比べて、<u>離島供給約款</u>において定められている料金の水準が同程度でない場合〔第1号要件〕 ② <u>離島供給約款</u>において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕 なお、上記の判断に当たっては、需要家と一般送配電事業者との間に<u>離島等供給約款</u>の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行

改 定 後	改 正 前
政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。	政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。
(18) 第23条第6項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令 第23条第6項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については同条第1項から第5項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」(別添9)の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、同条第6項の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。	(17) 第23条第2項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令 第23条第2項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」(別添8)の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、同条第2項の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。
(26) 第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の増加の許可の取消し 第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。	(25) 第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加の許可の取消し 第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
(27) 第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令 第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①～③ [略] ④ 同一送変電設備により、複数の一般送配電事業者又は配電事業者に対して振替供給を行う場合であって、一般送配電事業者又は配電事業者に応じて、合理的な理由なく差別的な供給条件が設定される場合〔第	(26) 第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令 第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ①～③ [略] ④ 同一送変電設備により、複数の一般送配電事業者に対して振替供給を行う場合であって、一般送配電事業者に応じて、合理的な理由なく差別的な供給条件が設定される場合〔第4号要件〕

改 定 後	改 正 前
4号要件] ⑤ [略]	⑤ [略]
(28) 第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令 第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、料金を支払わずに契約を解除された<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が滞納料金を支払わずに振替供給契約締結を申し込むような場合、又は事業運営上過度の負担となる送変電設備の新增設を要する場合等の正当な理由なく振替供給を拒んだ場合とする。	(27) 第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令 第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、料金を支払わずに契約を解除された<u>一般送配電事業者</u>が滞納料金を支払わずに振替供給契約締結を申し込むような場合、又は事業運営上過度の負担となる送変電設備の新增設を要する場合等の正当な理由なく振替供給を拒んだ場合とする。
(30) [略]	(28) [略]
(31) [略]	(29) [略]
(29) 第27条の11の4第5項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令 第27条の11の4第5項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、<u>同条第1項から第4項までの規定に基づき</u>、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、<u>同条第5項</u>の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。	(30) 第27条の12において準用する第23条第2項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令 第27条の12において準用する第23条第2項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、<u>同条第1項</u>の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、<u>同条第2項</u>の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。
(32) [略]	(31) [略]
(33) [略]	(32) [略]
<u>(34)</u> <u>第27条の12の8第1項の規定による配電事業の許可の取消し</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>第27条の12の8第1項の規定による配電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(35) 第27条の12の8第2項の規定による配電事業の許可の取消し</u> <u>第27条の12の8第2項の規定による配電事業の許可の取消し</u> <u>については、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な</u> <u>基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(36) 第27条の12の8第3項の規定による配電事業の許可の取消し</u> <u>第27条の12の8第3項の規定による配電事業の許可の取消し</u> <u>については、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基</u> <u>準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(37) 第27条の12の9第1項の規定による供給区域の増加の許可の</u> <u>取消し</u> <u>第27条の12の9第1項の規定による供給区域の増加の許可</u> <u>の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に</u> <u>具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しな</u> <u>い。</u>	[新設]
<u>(38) 第27条の12の9第2項の規定による供給区域の減少</u> <u>第27条の12の9第2項の規定による供給区域の減少につい</u> <u>ては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作</u> <u>成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(39) 第27条の12の11第3項の規定による託送供給等約款の変更</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>命令</u> <u>第 2 7 条の 1 2 の 1 1 第 3 項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、同項各号に該当しない場合としては、より具体的には、例えば、次のような場合とする。</u> <u>① 配電事業者の供給区域内の一の需要家（以下この（3 9）において単に「一の需要家」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが± 5 %を超える場合（ただし、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域に含む一般送配電事業者（以下この（3 9）において単に「一般送配電事業者」という。）が第 1 8 条第 5 項又は第 8 項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第 1 9 条第 2 項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第 1 8 条第 1 2 項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第 2 7 条の 1 2 の 1 1 第 1 項の規定により託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第 2 7 条の 1 2 の 1 1 第 4 項の規定により公表した場合を除く。）〔第 1 号要件〕</u> <u>$(A / B - 1) \times 100 (\%)$</u> <u>A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの託送供給等約款料金の単価</u> <u>B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>別ごとの託送供給等約款料金の単価</u> ② <u>配電事業者の供給区域内の低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要</u> <u>(以下この②において「3 需要種別」という。)</u> <u>ごとに次の式により</u> <u>算出した値のいずれかが正となる場合であって、その理由について</u> <u>の供給区域内の需要家に対する説明が合理的でなく、又は供給区域</u> <u>内の需要家に対する託送供給等約款料金についての説明が十分な</u> <u>ものでない場合 (ただし、一般送配電事業者が第 1 8 条第 5 項又は</u> <u>第 8 項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第 1 9</u> <u>条第 2 項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、</u> <u>この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業</u> <u>者が第 1 8 条第 1 2 項の規定により託送供給等約款を公表した日</u> <u>から起算して三月以内に配電事業者が第 2 7 条の 1 2 の 1 1 第 1</u> <u>項の規定により託送供給等約款の変更の届出をすることによりこ</u> <u>の要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等</u> <u>約款を第 2 7 条の 1 2 の 1 1 第 4 項の規定により公表した場合を</u> <u>除く。)</u> <u>[第 1 号要件]</u> <u>A－B</u> <u>A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業</u> <u>者の託送供給等約款を適用した場合における 3 需要種別ごとの</u> <u>料金収入の合計値を 3 需要種別ごとの販売電力量の合計値で除</u> <u>した値</u> <u>B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配</u> <u>電事業者の託送供給等約款を適用した場合における 3 需要種別</u> <u>ごとの料金収入の合計値を 3 需要種別ごとの販売電力量の合計</u> <u>値で除した値</u>	

改 定 後	改 正 前
③ <u>託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対する料金以外の供給条件が、不当に厳しく設定されていると認められる場合〔第2号要件〕</u> ④ <u>接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不適當であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している小売電気事業者と、発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している発電事業者と、又は特定卸供給事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している特定卸供給事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第2号要件〕</u> ⑤ <u>配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件と異なることにより、当該配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受ける者がシステムの改修等に多額の費用を要し、託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがある場合その他の配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、当該配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがある場合〔第2号要件〕</u> ⑥ <u>当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第3号要件〕</u> ⑦ <u>配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電力量の計量に必要な計量器や配線工事等における費用の負担の方法等が適正かつ明確に定められているとはいえない場合〔第4号要件〕</u> ⑧ <u>当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>適当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している小売電気事業者と、発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している発電事業者と、又は特定卸供給事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している特定卸供給事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合〔第４号要件〕</u> ⑨ <u>正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合〔第５号要件〕</u> ⑩ <u>当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第６号要件〕</u> ⑪ <u>配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件と異なることにより、供給区域内の電気の使用者の利益を阻害する場合、例えば、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安及び電気の安定供給の確保に支障がある場合など公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第６号要件〕</u> <u>なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。</u>	
<u>(４０) 第２７条の１２の１２第４項の規定による引継計画の変更命令</u> <u>第２７条の１２の１２第４項の規定による引継計画の変更命令については、同項に変更命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>(41) 第27条の12の13において準用する第9条第5項の規定による配電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令</u> <u>第27条の12の13において準用する第9条第5項の規定による配電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(42) 第27条の12の13において準用する第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による配電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令</u> <u>第27条の12の13において準用する第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による配電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
<u>(43) 第27条の12の13において読み替えて準用する第23条第6項の規定による配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令</u> <u>第27条の12の13において読み替えて準用する第23条第6項の規定による配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項から第5項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、同条第6項の規定による停止又は変更命令が発</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>動されないものとする。</u>	
<u>(4 4) 第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 6 条第 2 項の規定による配電事業者に対する電圧又は周波数の維持命令</u> <u>第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 6 条第 2 項の規定による配電事業者に対する電圧又は周波数の維持命令の基準については、第 2 6 条第 2 項の規定による電圧又は周波数の維持命令の基準を準用するものとする。</u>	[新設]
<u>(4 5) 第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 7 条第 1 項の規定による配電事業者に対する業務改善命令</u> <u>第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 7 条第 1 項の規定による配電事業者に対する業務改善命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない</u>	[新設]
<u>(4 6) 第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 7 条の 3 の規定による配電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令</u> <u>第 2 7 条の 1 2 の 1 3 において準用する第 2 7 条の 3 の規定による配電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	[新設]
(4 7) [略]	(3 3) [略]
(4 8) [略]	(3 4) [略]
(4 9) [略]	(3 5) [略]
(5 0) [略]	(3 6) [略]

改 定 後	改 正 前
(5 1) [略]	(3 7) [略]
(5 2) [略]	(3 8) [略]
(5 3) [略]	(3 9) [略]
(5 4) [略]	(4 0) [略]
(5 5) [略]	(4 1) [略]
<u>(5 6) 第 2 7 条の 3 0 第 5 項（同条第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による特定卸供給事業者に対する事業の届出の内容の変更命令及び中止命令</u> <u>第 2 7 条の 3 0 第 5 項（同条第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による特定卸供給事業者に対する事業の届出の内容の変更命令及び中止命令の基準については、同条第 5 項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のとおりとする。</u> ① <u>一般送配電事業者に、特定卸供給によりその一般送配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合において、必要な供給能力が確保されている場合は、第 2 7 条の 3 0 第 5 項の規定による特定卸供給事業者に対する事業の届出の内容の変更命令及び中止命令は発動されないものとする。</u> ② <u>電子情報処理組織を使用する方法に関して、「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針（別添 1 0。以下「特定卸供給指針」という。）を基として個々の事例ごとに判断されるものであるが、特定卸供給指針の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合は、第 2 7 条の 3 0 第 5 項の規定による特定卸供給事業者に対する事業の届出の内容の変更命令及び中止命令は発動されないものとする。</u>	[新設]
<u>(5 7) 第 2 7 条の 3 2 において準用する第 2 条の 1 7 第 1 項の規定によ</u>	

改 定 後	改 正 前
<u>る特定卸供給事業者に対する業務改善命令</u> <u>第 2 7 条の 3 2 において準用する第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による特定卸供給事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、電子情報処理組織を使用する方法に関して、特定卸供給指針を基として個々の事例ごとに判断されるものであるが、特定卸供給指針の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりの場合は、第 2 7 条の 3 2 において準用する第 2 条の 1 7 第 1 項の規定による特定卸供給事業者に対する業務改善命令は発動されないものとする。</u>	[新設]
(5 8) 第 2 7 条の 3 3 第 6 項の規定による特定供給の許可の取消し 第 2 7 条の 3 3 第 6 項の規定による特定供給の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。	(4 2) 第 2 7 条の 3 0 第 6 項の規定による特定供給の許可の取消し 第 2 7 条の 3 0 第 6 項の規定による特定供給の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
(5 9) [略]	(4 3) [略]
(6 0) [略]	(4 4) [略]
(6 1) [略]	(4 5) [略]
(6 2) [略]	(4 6) [略]
(6 3) 第 2 8 条の 5 6 の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令 第 2 8 条の 5 6 の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。	(4 7) 第 2 8 条の 5 3 の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令 第 2 8 条の 5 3 の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。
(6 4) [略]	(4 8) [略]

改 定 後	改 正 前
(6 5) [略]	(4 9) [略]
(6 6) 第 3 4 条第 1 項の規定による緊急の事態への対処等のための<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対する情報の提供の求め 第 3 4 条第 1 項の規定による緊急の事態への対処等のための<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対する情報の提供の求めについては、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）が、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>から提供を受けた配電線地図、通電情報又は復旧工事計画その他の緊急の事態への対処のために必要な情報を活用し、速やかに停電地域や停電の復旧見込みを把握し、復旧計画を策定すること等ができる」と認められる場合 ② 関係行政機関等が、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>から提供を受けた配電線地図その他の緊急の事態の発生の防止のために必要な情報を活用し、より適切な防災計画を策定すること等ができる」と認められる場合	(5 0) 第 3 4 条第 1 項の規定による緊急の事態への対処等のための<u>一般送配電事業者</u>に対する情報の提供の求め 第 3 4 条第 1 項の規定による緊急の事態への対処等のための<u>一般送配電事業者</u>に対する情報の提供の求めについては、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）が、<u>一般送配電事業者</u>から提供を受けた配電線地図、通電情報又は復旧工事計画その他の緊急の事態への対処のために必要な情報を活用し、速やかに停電地域や停電の復旧見込みを把握し、復旧計画を策定すること等ができる」と認められる場合 ② 関係行政機関等が、<u>一般送配電事業者</u>から提供を受けた配電線地図その他の緊急の事態の発生の防止のために必要な情報を活用し、より適切な防災計画を策定すること等ができる」と認められる場合
(6 7) <u>第 3 7 条の 1 1 第 1 項の規定による認定電気使用者情報利用者等協会に対する業務改善命令</u> <u>第 3 7 条の 1 1 第 1 項の規定による認定電気使用者情報利用者等協会に対する業務改善命令の処分基準について、「情報利用等適正化業務の運営に関し改善が必要であると認めるとき」とは、認定電気使用者情報利用者等協会の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。</u>	[新設]
(6 8) <u>第 3 7 条の 1 1 第 2 項の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の取消し等</u>	[新設]

改 定 後	改 正 前
<u>第 3 7 条の 1 1 第 2 項の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の取消し等については、同項に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	
(6 9) 第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等 第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断基準は、次のとおりとする。 ① 事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 5 0 号。以下「水技省令」という。）を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」（平成 1 2 年通商産業省告示第 4 7 9 号。以下「細目告示」という。）を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 5 3 号。以下「風技省令」という。）を、発電用太陽電池設備に関しては「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」（令和 3 年経済産業省令第 2 9 号。以下「太技省令」という。）を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」（別添 1 1。以下「水技解釈」という。）、「火技解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」（別添 1 2。以下「風技解釈」という。）、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（別添 1 3。以下「太技解釈」という。）、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。	(5 1) 第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等 第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断基準は、次のとおりとする。 ① 事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 5 0 号。以下「水技省令」という。）を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」（平成 1 2 年通商産業省告示第 4 7 9 号。以下「細目告示」という。）を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 5 3 号。以下「風技省令」という。）を、発電用太陽電池設備に関しては「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」（令和 3 年経済産業省令第 2 9 号。以下「太技省令」という。）を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」（別添 9。以下「水技解釈」という。）、「火技解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」（別添 1 0。以下「風技解釈」という。）、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（別添 1 1。以下「太技解釈」という。）、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、第 4 0 条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

改 定 後	改 正 前
② 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物については、原子力安全に係る部分に関しては、原子力規制委員会において、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等を発動すべきとの判断がなされない場合には、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。ただし、省令第６２号第３４条第２項から第６項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「火技省令」を、電気設備に関しては「原子力電技命令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「火技解釈」の該当部分、「電技解釈」の相当部分の該当部分のとおりである場合には、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。	② 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物については、原子力安全に係る部分に関しては、原子力規制委員会において、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等を発動すべきとの判断がなされない場合には、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。ただし、省令第６２号第３４条第２項から第６項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「火技省令」を、電気設備に関しては「原子力電技命令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「火技解釈」の該当部分、「電技解釈」の相当部分の該当部分のとおりである場合には、第４０条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。
(7 0) [略]	(5 2) [略]
(7 1) [略]	(5 3) [略]
(7 2) [略]	(5 4) [略]
(7 3) [略]	(5 5) [略]
(7 4) [略]	(5 6) [略]
(7 5) [略]	(5 7) [略]
(7 6) [略]	(5 8) [略]
(7 7) [略]	(5 9) [略]
(7 8) [略]	(6 0) [略]
(7 9) [略]	(6 1) [略]
(8 0) [略]	(6 2) [略]
(8 1) [略]	(6 3) [略]
(8 2) [略]	(6 4) [略]
(8 3) [略]	(6 5) [略]

改 定 後	改 正 前
(8 4) [略]	(6 6) [略]
(8 5) [略]	(6 7) [略]
(8 6) [略]	(6 8) [略]
<u>(8 7) 第 1 0 3 条の 2 第 3 項の規定による届出者に対する特定計量の中 止命令及び措置命令</u> <u>第 1 0 3 条の 2 第 3 項の規定による中止命令及び措置命令の判 断基準については、同項に命令の基準が規定されているところであ り、より具体的には、個々の事例が同条第 2 項の経済産業省令に定 める基準に該当するか否かを判断するものであるが、「特定計量制 度に係るガイドライン」(別添 1 4) を遵守している限り、第 1 0 3 条の 2 第 3 項の規定による中止命令及び措置命令が発動されない ものとする。</u>	[新設]
(8 8) [略]	(6 9) [略]
<u>附 則 (20220323 資第 1 号)</u> <u>この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u>	[新設]

備考：表中の [] の記載は注記である。